

たんぽぽを育てる会規約

(名称)

第1条 この後援会は、たんぽぽを育てる会（以下「育てる会」という。）と称する。

(目的)

第2条 育てる会は、社会福祉法人ふそう福祉会設立の趣旨に賛同し、その知的障害者福祉事業の運営に対して援助を行うとともに、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 育てる会の事務所は、丹羽郡扶桑町大字山那字番所下83番地の6、社会福祉法人ふそう福祉会たんぽぽ内に置く。

(事業)

第4条 育てる会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人ふそう福祉会の行う事業への物心両面にわたる援助。
- (2) 地域住民及び関係団体との連絡調整及び協力。
- (3) 知的障害者福祉に関する研究並びに啓蒙の事業。
- (4) 機関紙の発行。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員及び会費)

第5条 育てる会の会員は、一般会員、賛助会員、法人会員で構成する。

会員の区分は次に定めるところによる。

一般会員 育てる会の趣旨に賛同し、一般会費を納入した個人。

賛助会員 育てる会の趣旨に賛同し、賛助会費を納入した個人。

法人会員 育てる会の趣旨に賛同し、法人会費を納入した団体又は企業。

2 会員は、会費としてそれぞれ次に掲げる額を、毎年1口以上納入するものとする。

一般会費	年額	1口	1,000円
------	----	----	--------

賛助会費	〃	〃	3,000円
------	---	---	--------

法人会費	〃	〃	10,000円
------	---	---	---------

3 前項の会費は、原則として年度当初に納入するものとする。

(役員)

第6条 育てる会に次の役員を置き、役員会を構成する。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 幹事 | 10名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |

2 役員は会員の中から総会の承認を経て選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を整理し本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時又は欠けた時は、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の経理を処理する。
- (4) 書記は、本会の記録を担当する。
- (5) 幹事は、本会の目的達成の為に計画の立案、事業の推進などを担当する。
- (6) 監事は、本会の会計経理を監査する。

(顧問)

第8条 育てる会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第9条 育てる会の会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は年1回定期的に、また重要な案件のある時はその都度会長が招集する。役員会は必要な都度、会長が招集する。
- 3 総会の議長は出席者全員の中から選任し、役員会は会長が議長となる。
- 4 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第10条 育てる会の事務及び事業に要する経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 事業計画及び収支予算は、毎会計年度の総会において承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 事業報告及び収支決算は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第13条 育てる会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第14条 この規約の変更は、総会出席者の3分の2の同意を必要とする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、育てる会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、平成13年2月26日から施行する。
この規約は、平成17年5月31日から施行する。
この規約は、平成23年4月22日から施行する。